

別添資料

障害者団体からの意見発表資料

日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長
田中徹二様からの意見発表資料

テレビ番組を視覚障害者が見るときの課題

日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長 田中 徹二

○多くの視覚障害者がテレビを見ています。

社会福祉法人日本盲人会連合とNPO全国視覚障害者情報提供施設協会は、「独立行政法人福祉医療機構の高齢者・障害者福祉基金助成事業」として、「視覚障害者向け解説（副音声）放送開発に関する調査・研究事業」を平成16年から18年に実施しました。

その中で、視覚障害者のテレビに対するニーズ調査を行いました。調査結果は、私どもが常日ごろ感じていることそのもので、特にニュースや緊急放送についての解説放送を求める声は大きいものでした。緊急放送の音声化については、生命にかかわる重要な問題であり、早期解決が求められています。

また、情報を何によって得ているかという調査では、見えなくてもテレビに耳を傾けている視覚障害者が圧倒的に多いという結果でした。情報の90%以上が視覚によって得ていることから、情報提供の中心がテレビになっています。国民の多数が関心を寄せているニュースや海外取材番組、ドキュメンタリー、そしてドラマや娯楽番組などに人気集中するために、これらの番組はたいへん充実しています。たとえ視覚に障害があっても、これらの番組を見る（聴く）ことは自明の理であり、テレビは視覚障害者にとってもいろいろな面で極めて重要な情報源となっています。

○音声解説（Audio description）の必要性

特にドラマ、ドキュメンタリーなどで台詞やナレーションがないときに、登場人物や背景を音声解説することは、内容を正しく理解する上で視覚障害者には極めて重要なことです。それは映画であっても同じことで、近年、映画に音声解説を付ける活動が盛んになっています。

社会福祉法人日本点字図書館では、映画のDVDに合わせ音声解説を吹き込む事業を展開しており、その本数は60本に達しています。パソコンにDVDと音声解説を同期させるソフトをインストールし、続いて音声解説をCDからインストールします。借りてきた映画のDVDをスタートさせると、音声解説付きの映画を、家庭で家族と一緒に鑑賞できます。

このような環境がテレビにも求められていますが、現在のテレビ番組に付されている音声解説の普及率は、NHK、民放とも、字幕に比べて非常に低いのは残念なことです。

○外国語の日本語吹き替え

音声解説とは意味が異なりますが、ニュースなどの外国語を日本語に吹き替えてほしいという要望にはたいへん強いものがあります。ニュースの中で外国人が話している内容がわからないというのは、ニュースを正しく理解する上で致命的です。短いテロップを読みあげるだけのことで、要望が強いのに、なかなか実現していません。

○リモコンの操作等の問題点

総務省ではなく経済産業省の指導の範囲に入るのかもしれませんが、デジタルテレビのリモコンは、現在のままでは、視覚障害者が一人で操作できるものではありません。初期設定も一人ではできず、操作に伴うメッセージの音声読みあげはぜひ必要です。メーカーの指導をぜひお願いします。

全日本ろうあ連盟理事
西滝憲彦様からの意見発表資料

意見レジュメ

全日本ろうあ連盟理事 西滝憲彦

1、今のままデジタル化が進めば、アナログ時代と変わらず、国民の中にその成果を享受することができず泣く人々が生まれる。

- ・聴覚障害者の人口数 600万人（補聴器の販売台数から推定）
- ・手話、字幕が必要な人 30万人（身体障害者手帳所持者から推定）
- ・解説放送が必要な人 25万人（同上）
- ・アナログアイドラゴン所有者 1万人
- ・今後のデジタルアイ・ドラゴンの対象と推定される障害者手帳を持つ聴覚障害者は30万人

デジタル放送の現状

- ・字幕は30%、地方局、ケーブル局、衛星放送局は進まず
- ・手話付加放送は不可能、
- ・解説放送は数%

これらの根本的な解決策の検討、研究を求める

2、これまで放送の不十分な点を補完するために障害者や、協力関係者が築いてきた成果が無に帰する。

- ・唯一の補完放送受信機（日常生活用具）アイドラゴンの機能の一部が失われる。

3、障害者放送統一機構は全日本ろうあ連盟、全国難聴者中途失聴者団体連合会など障害者を軸とし、企業協力も含むNPO

- ・障害者放送統一機構、NPO聴覚障害者情報提供施設、NPO視覚障害者情報提供施設との3NPOによる字幕、手話、解説放送のための協力体制がある。
- ・「目で聴くテレビ」紹介映像添付

具体的要望

- ① 一般テレビは、全ての番組に「字幕、手話、音声解説」を付加して放送して下さい。それができない段階では、「字幕、手話、音声解説」のできる「目で聴くテレビ」を補完放送と認める等、NHKをはじめ全放送局の協力、支援が得られるようにして下さい。
- ② デジタル化によって現在の受信機アイドラゴンは、リアルタイム字幕など緊急災害情報に関わる受信ができなくなるので、救済処置としてデジタル用アイ・ドラゴンを設置工事費を含めて無償配布してください。

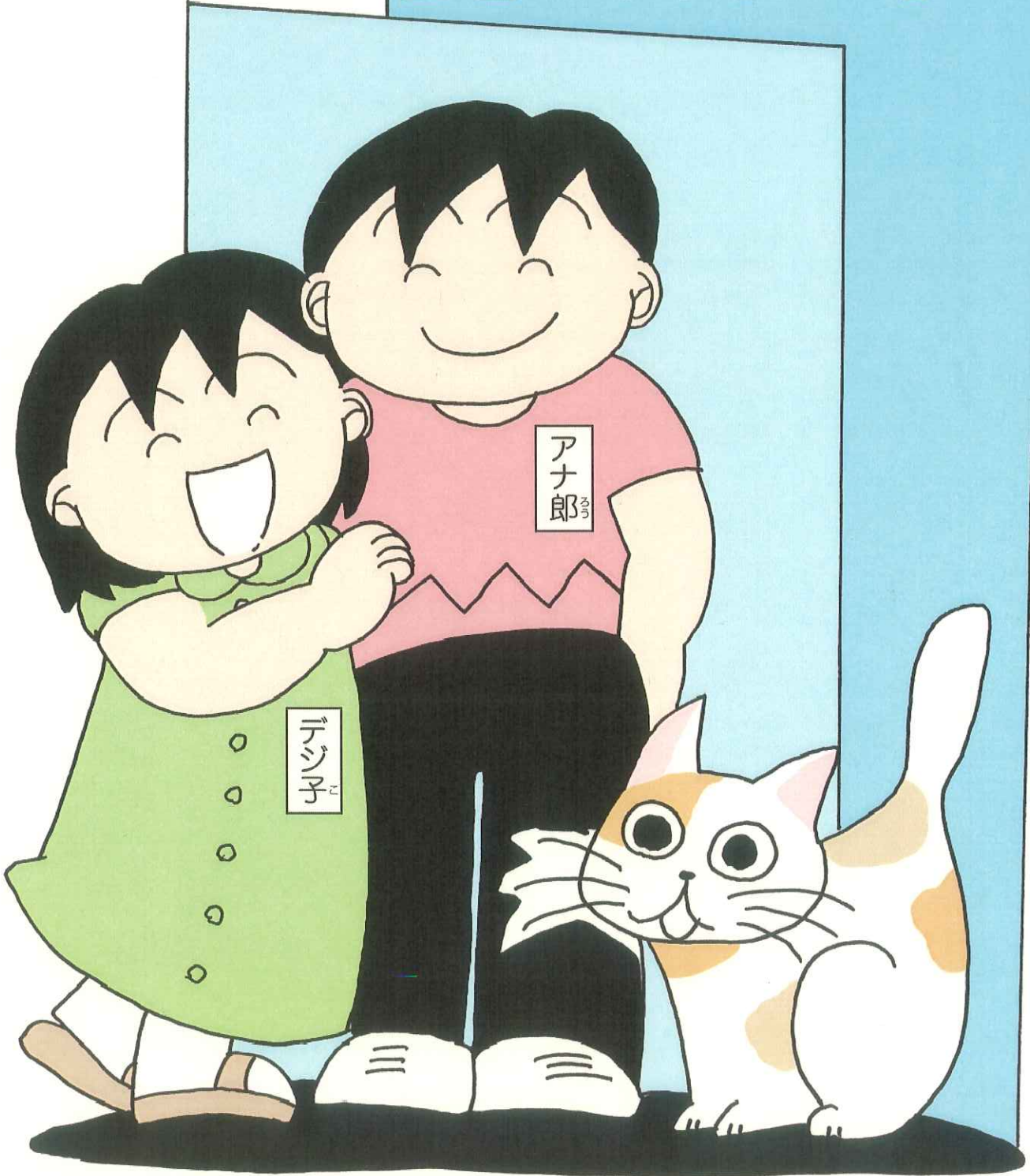
- ③ 手話を言語とするろう者にデジタル化への理解を広めるために、添付の漫画配布を支援してください。

以上

ち もの がたり

地デジ物語

ちょうかくしょうがいしゃ
 「聴覚障害者のみなさんへ」

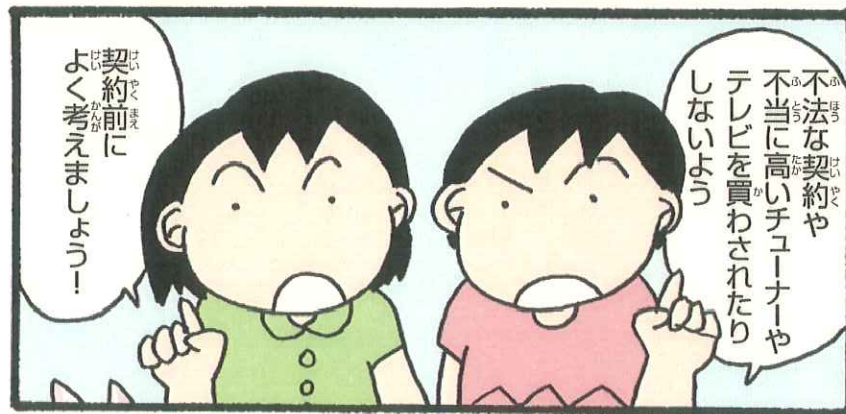




※2011年7月24日までにアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に切り替わります。
それまでに、地上デジタル放送へ対応しておかなければなりません。



※お手持ちのアイ・ドラゴンIIのデジタル対応につきましては、アイ・ドラゴンカスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。→ FAX.06-4801-9316 TEL.06-4801-9730



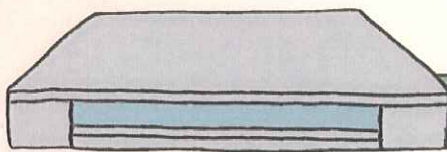
※Dpa = 社団法人デジタル放送推進協会 (略称: Dpa/ディービーイー) おしまい。
 The Association for Promotion of Digital Broadcasting
 詳しくはホームページをご覧ください。→ <http://www.dpa.or.jp/introduction/index.html>

アイ・ドラゴンⅡをお持ちの皆さんへ

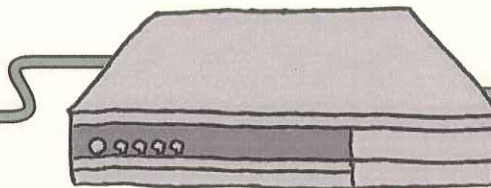


現在発売しているアイ・ドラゴンⅡに、専用地上デジ対応チューナー(近日発売)を接続することで、2011年7月24日以降も引き続きリアルタイム字幕手話をご覧いただけます。

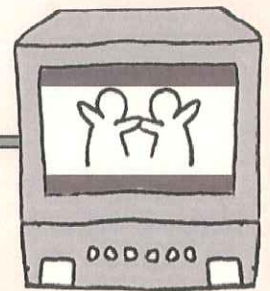
※CS「目で聴く」テレビは、地デジチューナーを接続しなくても2011年7月24日以降もご覧いただくことができます。



専用地上デジ対応チューナー



アイ・ドラゴンⅡ

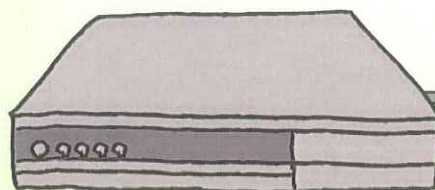


テレビ

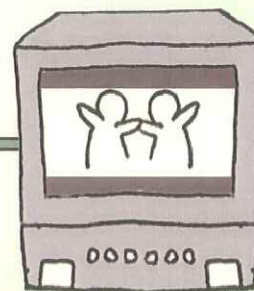


地デジチューナー内蔵のアイ・ドラゴンⅢ(仮称)を発売します。このアイ・ドラゴンⅢ(仮称)を今ご覧のテレビに接続することで、2011年7月24日以降、地デジ対応でリアルタイム字幕手話をご覧いただけます。

※一般の地上デジタル放送もご覧いただくことができます。



アイ・ドラゴンⅢ(仮称)



テレビ

連本第06638号
2007年3月31日

総務大臣
菅 義偉 様

財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 安藤豊喜

緊急災害時放送における「手話通訳・字幕」挿入の要望 について

日頃は、私たち聴覚障害者に関わる情報保障などへの格段のご協力に対して厚くお礼を申し上げます。

さて、この3月25日石川県能登に大地震が発生し、NHKは10時頃から正午まで2時間において地震に関する緊急の臨時放送を行いました。その間「手話通訳と字幕」の付与がなかったため、全国の聴覚障害者は地震に関する正しい情報を得ることができませんでした。正午の定時放送のニュースではいつもと同じように字幕が入り、全国の聴覚障害者は地震による情報を得ることができましたが、その後、午後1時頃まで続いた地震情報では「手話通訳と字幕」の付与がありませんでした。

また、避難、余震、災害救助・復興に関わるローカル番組は、その地域の聴覚障害者にとっては重要なものですが、NHK金沢放送局、NHK富山放送局は、ローカル番組に「手話通訳と字幕」を付与することはできないとのことでした。

国連において、障害者に対する情報保障の権利を明記した「障害者権利条約」が採択された今日においても、10年前の阪神淡路大震災で聴覚障害者が疎外された状況と何ら変わるところがなく、まったく進展していないことは本当に残念なことです。災害はいつ起こるかかわからず、万一起こった場合の情報保障は、私たちの生命の安全に直接関わる重大なことです。

聴覚障害者の緊急災害情報保障のために、総務省がNHK・民法各社の公共放送としての使命を果たすことができるよう国民に対する責務を果たしていただきたく、下記のことを私たちは要求します。

記

1. NHK、民放各社に対し、緊急災害時においてローカル番組を含むテレビ番組に「手話通訳と字幕」の付与をおこなうことができるよう働きかけること。

<説明>

「字幕」の場合、字幕放送を受信できる聴覚障害者ばかりではないので、直接、画面に字幕を挿入したものを放送して頂くことが一番理想です。それが困難な場合は、字幕放送による字幕付与を必ず行ってください。

被災地周辺の地域に暮らしている聴覚障害者にとってはローカル番組も重要な情報です。緊急災害の場合はローカル番組においても字幕を付与してください。

「手話」については、手話ニュースを緊急放送したりすること、手話通訳者を用意して手話通訳を挿入したりすることを緊急災害放送にはぜひ実現されて下さい。

2. NHK及び民放各社に対し、緊急災害時に、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構に対し、ローカル番組も含むニュースその他の必要な情報を速やかに提供することができるよう働きかけること。

<説明>

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が放送している「目で聴くテレビ」は、25日、地震発生1時間後の10時42分からピクチャーイン・ピクチャー機能を活用してNHK放送に「手話と字幕」を付与した放送を実施しました。「目で聴くテレビ」を受信するアイ・ドラゴンⅡを持っている聴覚障害者、施設では、これによって地震情報を一般視聴者と等しく情報を得ることができるようになりました。このように、NHKは特定非営利活動法人「CS障害者放送統一機構」と連携することにより、緊急災害時の「手話通訳と字幕」を付与した放送を実施することが簡単にできるのではないかと思います。

また、緊急時に備えて日常的に番組配信を行うために必要な時間を確保するために、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」に対し、通信衛星確保費用などご負担いただくことが望ましいと思います。

ぜひ実現されるよう強く要望します。

以上

2007年11月19日

総務大臣

増田 寛也 様

日本障害フォーラム

代表 小川 榮一

デジタルテレビ放送移行に伴うデジタルチューナーの無償配布について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、私たち障害者の福祉向上については、深いご理解とご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2011年にアナログテレビ放送が終了し、デジタルテレビ放送に移行されます。それは進歩として歓迎されることではありますが、一方で、障害者日常生活用具として指定されている聴覚障害者情報通信機器「アイ・ドラゴンⅡ」の使用ができなくなります。

「アイ・ドラゴンⅡ」は、財団法人全日本ろうあ連盟と社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが中心となって1988年に結成された特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構による、聴覚障害者のための手話と字幕を付与したCS通信による「目で聴くテレビ」、特に緊急災害情報保障のための機材です。テレビ放送は「アイ・ドラゴンⅡ」内蔵のアナログチューナーにより受信し字幕番組を視聴することができます。

しかし、2011年のデジタルテレビ移行後は、テレビ放送受信のためにより高価なデジタル対応テレビ、またはデジタルテレビチューナーの購入を余儀なくされます。私たちが多くの関係者の理解と支援によって築き上げてきた緊急災害情報、『手話と字幕』を保障した「目で聴くテレビ」が受信できる「アイ・ドラゴンⅡ」がデジタルテレビ放送に使用できなくなることは、これまでの成果を一挙に無に帰しかねない大きな損失です。

また、デジタルテレビ放送は、視・聴覚障害者を中心とする障害者に対してバリアフリーを前進させるものと期待していますが、『解説放送』、『手話と字幕』番組の拡充は不十分なままです。特に緊急災害時の放送における『手話と字幕』については今日に至るまで何も解決の方向が示されておりません。

2006年12月13日に国連総会で「障害者権利条約」が全会一致で採択されました。今後は条約を踏まえ、公共放送における障害者に関する平等の権利保障を推進していく必要があります。

よって、下記の措置をとって下さるようお願いいたします。

記

1. 経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できなくなることが見込まれる世帯に対して、受信機器の購入に関する支援が検討されており、来年の夏頃に公表される予定となっておりますが、視・聴覚障害者及び高齢者も支援の対象とし、機器の無償配付を行って下さい。その場合すでに普及しているアナログテレビ用「アイ・ドラゴンⅡ」に接続して使用する「アイ・ドラゴンⅡ用デジタルチューナー」を配付に加えてください。
2. デジタルテレビ放送において『手話と字幕』、『解説放送』、CS通信において「目で聴くテレビ」の両方が見られるように「アイ・ドラゴンⅡ」をデジタル放送に完全対応とする予定です。これを視・聴覚障害者及び高齢者にも無償配付の対象として下さい。
3. 特定非営利法人CS障害者放送統一機構の「目で聴くテレビ」は、デジタルテレビ放送においても、障害者のための補完放送として大きな意義があることを認めていただき、その財政的支援を行って下さい。

以上

問合せ先：日本障害フォーラム（JDF）事務局
TEL：03-5292-7628 FAX：03-5292-7630

障害者施策推進本部 御中

要 望 書

平成 20 年 2 月 4 日

特定非営利活動法人

CS 障害者放送統一機構

理事長 高田英一

日頃から私どもの要望に対してあたたかいご対応をいただき感謝いたしております。

昨年 12 月 25 日、総務省は Dpa（社団法人デジタル放送推進協会）の地上デジタル簡易チューナーについての検討結果を「地デジ完全移行に向けた「簡易チューナー」の「ガイドライン」として発表しました。

この発表の目的がよく説明されていません。そのために障害者は、これまで総務省や厚生労働省、経済産業省など各省庁に要望してきたことがどのように反映されるのかなど新たな心配が生まれています。さらに私どもの放送「目で聴くテレビ」の受信機アイドラゴン II（厚生労働省身体障害者日常生活用具指定）所有者 1 万数千人がデジタル放送切り替えによって機能が使えなくなること、主たる手話付加機能である PIP 機能が使えなくなるなどの重大な事態に直面しています。事実上聴覚障害者にとって、最も頼りとしている緊急災害時放送を含め不可能となります。

別紙のように、障害者関係団体は地上デジタル放送切り替えに関して具体的に要望を提出し、デジタル放送によってこそバリアフリーがより前進するように取り組んできました。しかし今回の Dpa と総務省の発表は、これら障害者の声を「検討」したであろう「結果」とは見られません。

これに類する問題として、平成 6 年 2 月に全国で発生した字幕トラブルも株式会社東京放送（TBS）と日本電気株式会社（NEC）が障害者の実情を検討することなくデジタル化のための機器開発をしたために発生した、という事態もありました。

1 月 11 日、障害者放送協議会に対して Dpa 技術局技術部長の倉野公嗣氏は、「特段障害者への意見徴収やニーズを調査したわけではない」「要望されているチューナーに該当するものではない」と説明しています。

総務省が発表した、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では私どもの反対を押し切って、その注 1 で「字幕放送には、データ放送や・・・を含む」としました。今回発表されたガイドラインでは、データ放送受信は含まれていません。この矛盾はどのように説明されるのでしょうか。また手話付加、解説放送の常時実施可能機能などはどのように検討されたのか不明です。デジタル化が情報バリアフリーにおける見地から障害者の実情を知り、要望を聞き、検討されることを望みます。

私ども統一機構は障害者団体とともにデジタル化問題を系統的に検討しそれを要望書として関係省庁に提出してきました。これらの要望書は当面のデジタル放送の不十分さを解決

する具体的な提案でもあります。これらの問題はデジタル化を推進する政府によって解決されるべき問題と考えます。

私どもは以下の内容を、添付した要望書とともに改めて強く要望します。

記

- 1、アナログアイドラゴンⅡの給付を受けた聴覚障害者に対して、デジタル対応アイドラゴンⅡを無償切り替え配布すること。手話を言語とする聴覚障害者に対してデジタルドラゴンを無償配布すること。
- 2、デジタル放送の手話、解説放送付加機能で、不可能部分を補うものとして視聴覚に不自由を感じている人にアイドラゴンを無償配布すること。
- 3、統一機構の「目で聴くテレビ」を補完通信として認めその資金的援助をすること。

添付資料

資料1 平成20年 1月 (社) デジタル放送推進協会 (Dpa) から障害社放送協議会の質問に対する回答について

資料2 平成19年 6月 障害者放送協議会 要望書

資料3 平成19年11月19日 日本障害フォーラム 要望書

資料4 平成19年 7月18日 (財) 全日本ろうあ連盟 要望書

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長
高岡正様からの意見発表資料

2008年2月29日

「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」における意見について

高岡 正

障害者放送協議会放送・通信バリアフリー委員会副委員長
社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長

障害者放送協議会は、視聴覚障害者当事者団体とそれ以外の知的障害、精神障害、学習障害など障害を持つ団体で構成されており、放送バリアフリーに向けて総務大臣宛要望書を提出し、一昨年から昨年にかけて、総務省の「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け番組のあり方に関する研究会」で、障害者の放送アクセスについて、積極的に意見を提出してきました。

その内容は、視聴覚障害者を含めてすべての障害者の放送アクセス権を保障すること、障害者と放送事業者、テレビメーカーなどとの関係強化、緊急災害時の放送対応、CS障害者放送統一機構への支援などを強く求めています。

その昨年3月の同報告書に基づいて、9月には「視聴覚障害者向け放送番組普及の指針」のパブリックコメントを出しております。お手元に配布した総務大臣宛要望書、パブリックコメントをご覧ください。

私たちは、「障害者権利条約」に昨年9月28日に日本政府が署名した後、障害者問題の位置付けは大きく変わったことを強く意識しております。

障害者は社会で普通に生きていきたいこと、その実現は社会の活力になること
放送アクセシビリティは9条、21条30条で大変具体的になっております。

しかし、デジタル放送の実施により、障害者の放送アクセスが拡充されると期待していましたが、この間明らかになったことは逆のことばかりです。

1) 解説放送がデジタル放送に切り替わらないと実施できない。デジタル放送で実施されるデュアルステレオ放送の解説放送はステレオにはならない方式です。5.1サラウンド放送時の解説放送は検討もされていないようです。

2) 手話放送が実施できないのは何故か。技術的課題と言われていますがステレオ放送の解説放送と同じ構図です。つまり、通常の画面に手話を映せば不要な人に迷惑になるので放送できないということです。

3) 字幕放送は大幅に拡充され、生放送にも字幕放送が実施されていますが、字幕が映像と遅れて表示されたり、画面のテロップと重なるので読みにくいという問題があります。

これらの問題について、先週放送事業者の集まりで解決の要望をしたばかりですがそれは自分たちの関わりきれない問題という受け止め方でした。

障害者は障害者のニーズについて明確にしていますが放送事業者、メーカー、行政機関に伝わっていない。不在のまま進んだ結果、大きな溝が出来たことは重大だと思います。例) 当委員会で「簡易チューナー」問題で、総務省内でも視聴覚障害者向け放送番組のあり方に関する研究会の報告書が知られていないことがわかりました。

地上デジタル放送推進検討会（平成 16 年から開催されている）が視聴覚障害者団体が意見、要望を説明する機会がこれまでありませんでした。

総務省の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」（座長＝一橋大学の堀部政男名誉教授）の中間報告が 2007 年 6 月に出ている。

今重要なことは、デジタル放送のアクセシビリティ問題について、官民が合わせて取り組むことです。番組コンテンツ、技術、倫理など

当面の具体的な取り組みを内閣府、総務省、放送事業者、メーカー、電波産業会などと協議したい。

私たちの要望は、総務大臣に出した要望書に書かれている通りです。先ほどからのデジタル放送研究会でも、いろいろな要望を出しております。まとめると、

1. デジタル放送の視聴を確保するための「アイドラゴンⅡ」給付して頂くこと
2. 人材養成に関して、当事者団体との協議して頂くこと
3. ニーズ調査やシンポジウム、ワークショップなどを開催して頂くこと

アイドラゴンは視聴覚障害者の放送視聴に必要な字幕、手話、解説音声を送信し画面合成するための機械です。目で聴くテレビはこの番組制作、放送アクセスの保証された番組制作を 10 年間行ってきて、十分な実績があります。

この検討会でセーフティネットが検討され、一人一人に訪問して対応するようなことも議論されておりますが、障害者こそ補完放送の電波の確保、一人一人に対応をお願いしたいと思います。

情報通信アクセシビリティは、日本規格協会情報技術標準化センター I N S T A C が JIS X 8341 シリーズの 1 と 3 を作成し、I C T 国際規格にもなりましたが、これは事業者と当事者のコラボレーションで進んだのです。情報通信ネットワーク産業協会 C I A J に情報通信アクセス協議会があり、そこでも電気通信設備等ガイドラインを作成しました。障害者は、確かに放送や通信の専門ではないが、協議の場に出ることによって学ぶことができます。障害者は自分たちのニーズは明確に持っている。できないことはなぜかも知りたがっている。ニーズを的確に伝えることが出来ます。この中から、新しい発想も技術も生まれることがある。

第九条 施設及びサービスの利用可能性

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(g) 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム（インターネットを含む。）の利用を促進すること。

(h) 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用可能又は使用可能な様式で提供するように要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。

(b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること。

「障害者放送協議会」の活動

～障害者団体による日本における情報バリアフリーに対する取り組み～

■ 目的

障害者放送協議会（以下「本協議会」）は、1998年9月29日に発足しました。現在は、全国20の障害者関係団体によって構成されています。本協議会は、障害者の放送・通信に関する著作権等の制度・施策について調査研究と提言、障害者にかかわる放送・通信に対する顕彰やコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等の放送・通信におけるバリアフリーの実現、緊急災害時における障害者に対する情報提供、放送・通信のあり方への調査研究と提言等を活動目的としております。本協議会は3つの委員会と代表・副代表・各委員長・事務局による幹事会から組織されております。

■ 本協議会における各委員会の活動

(1) 著作権委員会（委員長 井上 芳郎 全国LD(学習障害)親の会)

障害者にかかわる著作権問題等について、調査・研究及び関係機関と協議を重ね、「障害者の情報アクセス権」と著作権の調和ある発展についての提言を行っています。

(2) 放送・通信バリアフリー委員会（委員長 寺島 彰 日本障害者リハビリテーション協会）

障害者に関する優れた放送に対する表彰や、放送局に対する障害者番組制作のためのコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等を実現するため、放送局、企業、関係省庁との協力関係の構築を推進しています。

(3) 災害時情報保障委員会

緊急放送等における著作権の問題、精神障害者、認知・知的障害者の方にも分かり易い放送の実現等、緊急災害時における障害者に対する情報保障に取り組んでいます。

■ 役員

代表 笹川 吉彦（日本盲人会連合 会長）
副代表 小川 榮一（日本身体障害者団体連合会 会長）
副代表 安藤 豊喜（全日本ろうあ連盟 理事長）
副代表 藤井 克徳（日本障害者協議会 常務理事）
副代表 松尾 武昌（全国社会福祉協議会 常務理事）

■ 構成団体

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	社団法人 日本自閉症協会
社会福祉法人 日本盲人会連合	全国社会就労センター協議会
社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会	きょうされん（共同作業所全国連絡会）
財団法人 全日本ろうあ連盟	日本障害者協議会
社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会	全国LD（学習障害）親の会
財団法人 日本知的障害者福祉協会	社会福祉法人 視覚障害者文化振興協会
社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会	（特）全国視覚障害者情報提供施設協会
（特）CS障害者放送統一機構	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

平成19年7月4日

総務大臣 菅 義偉 様
経済産業大臣 甘利 明 様

障害者放送協議会
代表 笹川 吉彦

地上デジタル放送の開始に当たる要望ならびに緊急災害時における字幕放送、手話放送、解説放送に関する要望について

平素より障害者福祉の向上につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて緊急災害時における聴覚障害者に対する字幕放送、手話放送につきましては、本協議会の加盟団体である、財団法人全日本ろうあ連盟（3月31日付、連本第06638号）、および特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構（3月28日付）により要望が行われているところです。（添付資料参照）

本協議会としましても、これらの実現を求めたく、以下を要望します。

記

1. 地上デジタル放送の全面移行に当たって、障害者への情報保障を強化するために、
 - ① 視聴覚障害者に、字幕、手話、解説放送による補完情報が受信できる、地上デジタル放送セットトップボックス（受信用変換アダプター）またはそれに類似する機器を給付すること。
 - ② 低所得の障害者に、地上デジタル放送セットトップボックスまたはそれに類似する機器を無償で給付すること。

- ③ 字幕、手話、解説放送、また障害者に必要な固有の放送番組について放送全体に占める数値目標を示し法的拘束力を持たせること。
 - ④ 放送局設備及び販売されるメーカーのテレビ及び受信機について、視聴覚障害者を含む多くの障害者が利用できるようにアクセシビリティガイドラインを整備し、また法的に義務化させること。
2. 字幕、手話、解説放送、及び障害者に必要な放送番組の制作作業について放送局が単独で作業するのではなく、障害者に役に立つ技術を適用しレベルを保障するために統一機構など障害者の関連組織と連携して行うように指導すること。
 3. 統一機構など放送に関する技術や番組制作の蓄積があり技術や機能、現在の通信方法が局のレベルに準じる者と認められる組織や NPO などが放送局の放送番組に対して付与して配信する字幕、手話、解説放送を各放送局の字幕、手話、解説放送の時間数にカウントし、その制作費に対して現行の補助制度を適用すること。
 4. 放送のバリアフリー化を円滑に進めるために、放送と通信の融合に関わる各種委員会に、障害当事者団体を加えること。
 5. インターネットやその他の方法で行われる通信で特に災害緊急時に、障害者団体などが必用で有益とする情報通信事業に対する援助を検討すること。

以上

添付資料

- 一、緊急災害時放送における「手話通訳・字幕」挿入の要望について
(全日本ろうあ連盟)
- 一、災害時の字幕放送、手話放送に関する緊急の申し入れについて
(CS 障害者放送統一機構)

担当者 障害者放送協議会 事務局 (日本障害者リハビリテーション協会内) 原田

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5292-7630

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（案）に対する意見

（※平成19年8月～9月に行われた意見募集への意見）

障害者放送協議会

この指針は放送のデジタル化とその後を含む約10年間を展望する施策となり、デジタル化後に言及される新しい課題にも踏み込もうとする画期的なものです。今後とも障害者の声を、より高い責任のあるレベルでお聞きいただき、指針にも反映させてほしいと願います。

指針に対する意見を、下記のとおり述べます。

記

1. これまでの字幕放送普及行政の指針を視覚障害者向け解説放送にも拡大したことを評価したい。

2. 字幕放送の対象番組に、生放送が加えられたことで、字幕放送の拡充が期待できる。

3. 手話放送について、目標値を設定すべきである。

手話放送は、聴覚障害者にとって不可欠な放送であり、国連の障害者権利条約で手話が音声言語と同様に言語として定義されたことから、技術的な問題はあっても、目標は掲げるべきだ。

4. 放送番組の大部分を説明しているデータ放送やオープンキャプションが字幕放送に含まれるとしているが、これらは聴覚障害者のために文字化した字幕と意味が異なる。データ放送とオープンキャプションを制作する部署は健聴者を対象に制作するのが当然で、聴覚障害者の情報保障を意図して制作していない。

データ放送やオープンキャプションは、画面構成上、キャプションを減らしたり止めたりする恐れがある。この間、画面に表示されている文字や数字などの情報を読み上げているとしても、字幕もオープンキャプションもないとすると聴覚障害者は不安になる。

「放送番組を文字で表現しているデータ放送やオープンキャプションは字幕放送に含まれない」とし、字幕放送とその他と別途集計すべきである。

5. 字幕付与可能な番組に「手話により音声を説明している放送番組」を加えること。

手話を解しない難聴者には字幕は必要である。難聴者がみな手話放送を理解するわけではないことは、社会の難聴高齢者が手話を理解しないことからあきらかである。

6. 初回放送に字幕が付与されてなかった番組は字幕付与可能な番組とすべきこと。

字幕放送を実施してなかったからこそ、字幕を付与すべきではないか。

7. 地域局（ローカル局、独立U局、ケーブル局）の字幕放送の目標が「できる限り」となって

いるが前進が期待できない。何らかの数値目標を設定すべきだ。「放送法上何の区別もない」放送局として同じ義務を負うべきである。

8. 放送衛星放送（BS）も全ての番組を字幕放送の対象にすべきである。

9. 電気通信役務利用放送は、「当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与」の目標では不適當である。この10年間「できる限り多く」が目標だった放送大学、放送衛星、通信衛星の番組がほとんど進展しなかったことから数値目標を設定すべきである。

IPマルチキャスト放送は、デジタル放送と同じコンテンツを公衆自動送信するもので、本放送と同じような品質を設けている以上、あいまいな目標では字幕「放送」が実施されない恐れがある。

10. 解説放送のNHK、民放、放送衛星による番組の目標が数値として出されたことは評価したい。

11. 地域局（ローカル局）、通信衛星放送、有線テレビ放送、電気役務利用放送の解説放送についても、「できる限り」ではなく、何らかの数値目標を設定すべきである。

12. CS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」のような実績のある取り組みを、字幕放送、解説放送、手話放送を増やすための「補完放送」として、指針上位置づけられるよう希望する。

以上